

議案第77号

葛飾区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

介護保険法の改正に伴い、共生型地域密着型サービス事業者の指定の基準等を定める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

葛飾区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項第1号」の次に「、第78条の2の2第1項各号」を、「第115条の12第2項第1号」の次に「、第115条の12の2第1項各号」を加える。

第3条中「法」の次に「第78条の2の2第1項第1号及び」を加え、「同条第2項」を「法第78条の2の2第1項第2号及び第78条の4第2項」に改める。

第5条中「第115条の14第1項」を「第115条の12の2第1項第1号及び第115条の14第1項」に、「同条第2項」を「法第115条の12の2第1項第2号及び第115条の14第2項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。